

いじめの防止

広島県教育委員会では、いじめの問題の克服に向け「広島県いじめ防止基本方針」を定め、次のような基本的な考え方を示しています。

いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図ります。

児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会・生徒会組織の中にいじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童生徒の主体的な活動を支援します。

いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童生徒を守るために、定期的・計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有します。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応します。

学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てます。

ヒューマンフェスタひろしま

「一人一人が輝き、安心して過ごせる学校づくり」に向けた学校の取組を発信します!!
発信期間 令和3年 12月1日～31日 実践校 県立広島国泰寺高等学校・県立佐伯高等学校・県立可部高等学校・県立西条特別支援学校

児童虐待・DVの相談窓口

児童虐待

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、ためらわずに連絡してください。

相談・連絡先

児童相談所虐待対応ダイヤル 189 いちはやく	広島県西部こども家庭センター 082-254-0381
広島県東部こども家庭センター 084-951-2340	広島県北部こども家庭センター 0824-63-5181
広島市児童相談所 082-263-0694	市町の児童虐待相談窓口 0824-63-5181

DV

暴力を受けている人に気づいたら、相談窓口に相談するようにすすめてください。

相談・連絡先

広島県西部こども家庭センター 082-254-0391	広島県東部こども家庭センター 084-951-2372
広島県北部こども家庭センター 0824-63-5181	市町のDV相談窓口

なくそう、戸籍謄本等の不正取得

登録型本人通知制度（県内の市町の取組）

この制度は、戸籍謄本や住民票の写しなどの不正取得によって、身元調査などが行われ、個人の人権が侵害されることや振り込め詐欺などの犯罪に悪用されることを防止・抑止するために、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。

○制度を実施している県内の市町とお問い合わせ先

登録を希望する人は、住民票または戸籍がある（過去にあった場合も含む）市町に事前に登録する必要があります。

竹原市 市民課 ☎ 0846-22-7734	府中市 市民課 ☎ 0847-43-7127	安芸太田町 住民生活課 ☎ 0826-28-2116
三原市 市民課 ☎ 0848-67-6175	三次市 市民課 ☎ 0824-62-6138	北広島町 町民課 ☎ 050-5812-1854
尾道市 市民課 ☎ 0848-38-9104	東広島市 市民課 ☎ 082-420-0925	世羅町 町民課 ☎ 0847-22-5302
福山市 市民課 ☎ 084-928-1058	安芸高田市 総合窓口課 ☎ 0826-42-5616	神石高原町 住民課 ☎ 0847-89-3334
大崎上島町 住民課 ☎ 0846-65-3113	大崎上島町は、令和2年8月1日より本人通知制度の事前登録が不要になりました。	

令和3年10月1日現在

個性はそれぞれ、
叶えたい未来は同じ
考え、気づき、踏み出そう



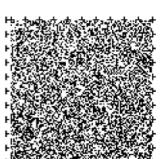
令和3年(2021年)
広島県人権だより

令和3年度 法務省人権啓発活動強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットによる人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

©2021 S.FC
協力／サンフレッチェ広島
(左から)中嶋 淑乃選手・
東俊希選手・近賀 ゆかり選手・
大迫 敬介選手

下記は音声コードです
目の不自由な方への
情報提供を目的に作られたものです。



教えて、人権!「私らしく生きる」～私自身を生きること～

「私らしく生きる」ことを発信するようになったきっかけは何ですか。

私は幼い頃から心で感じる性別と、体の性別が一致しなくて長い間悩んできました。嫌な思いもたくさんしたし、「どうして私だけ」と悔し涙を流したことや、周りが求める自分を演じるあまり、苦しい日々を過ごしたこともあります。

ですが、ありがたいことにいろんな人の出会いやお仕事に恵まれて、今こうして「自分らしい自分」と胸を張って言える姿に生まれ変わることができました。そして今度は、同じように悩んでいる人に向けて、私の歩んできた人生やそこで感じた想い、経験を伝えていきたいと思ったのがきっかけです。

自分らしく生きるために、カミングアウトは必要ですか。

世の中には、私のように心と体の性別が合わなくて、戸惑っている人や悩んでいる人がたくさんいると思います。そんな人たちに、まずは「がんばってきたよね」とねぎらいの言葉をかけてあげたい。「これが私!」と感じられない毎日は、何よりもつらいことだから。それから「自分を責めないで」とも伝えたいです。無理にカミングアウトしようとしないでもいいのです。周りの人との関係によって受ける反応も違いますし、場合によってはカミングアウトすることで傷つくこともあるかもしれません。

近頃はLGBTなどの言葉を通して、多様性を認め合うという動きがあります



が、だからといってオープンにしていかなきゃ! というわけでもないのです。認めないのが悪いということではなく、生まれた時代や環境によっても、どうしても理解できない…という方もいます。だから、無理に分かち合おうとしなくともいいと私は思います。

100人いれば100通りの考え方があって、同じ数だけ生き方があります。本来、認め合うというのはその100通りの考え方・生き方があるということを知っていくことだと思います。私がこうしてお話しすることも、決して正解ではありません。100通りの中の一つなのです。よく「虹色の個性」と表現されているのは、見る人によって色の違う虹のように、見方、考え方、とらえ方がたくさんあるということなので、「そういう生き方もあるよね!」とポジティブに受け止められるようになることが、今の生き方なんじゃないかなと思います。

LGBTの方が身近に居たら、どうしたらいいでしょうか。

性的指向や性自認に多様性があると知ることも大切ですが、それが逆にレッテルになってしまわないように、「その人の生き方」を見てほしいと思います。例えばファッションセンスが優れている人、相手の気持ちに細かく気づける人…個人を見ていけば、いろんな“素晴らしいところ”を見つけることができます。それはLGBTの当事者かそうでないかなんて枠組みは関係ないですよね。自分らしく生きることで、周囲の人の素晴らしさにも気づけて、自分の人生にもプラスしていくのだと思います。

Profile GENKING タレント

SNSから芸能界へ進出という流れを作った先駆け的存在。2017年5月に性別適合手術を受け、本来あるべき自分の姿へ生まれ変わる。美容石鹼のプロデュースやトークショーを行うなど、美容家としても活躍。偽りの自分から脱却し、全てをさらけ出せる今、飾らない言葉で自分らしく生きる楽しさを発信している。「ヒューマンフェスタ2021ひろしま」でも講演会を予定。

エソール広島によるLGBT電話相談

エソール広島(公益財団法人 広島県男女参画財団)では、性的指向及び性別違和等(LGBT等性的少数者)に関する研修を受けた相談員が相談をお受けし、あなたの想いや考えに寄り添います。

こんなことで
悩んだら…

性的指向や性別の違和感

性別がはっきりわからない

性的指向や性別違和のために、職場で安心して働けないなど

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。

相談
受付

082-207-3130

※相談無料。相談は匿名で、秘密は厳守します。
開設 每週土曜日(祝日休)
日時 10時~16時

法務局・人権擁護委員による電話相談

これは「人権問題」では?と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んでいたら…

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、コロナ差別など、一人で悩まず、気軽にご相談ください。秘密は守ります。

みんなの人権110番
(全国共通・相談ダイヤル)

0570-003-110

子どもの人権110番
(全国共通・通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン
(全国共通)

0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル(全国共通)
Foreign-language Human Rights Hotline

0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>

教えて、人権!「感染症と人権」～過去の感染症から新型コロナ感染を紐解く～

感染症はなぜ人権問題に発展するのでしょうか?



感染症は「怖い」ものであり、「怖さ」を感じることは感染症から身を守るために大事ですが、「怖さ」のあまり病原菌や感染した人を排除しようとして過剰な反応をしてしまうことが差別や偏見につながっていると考えられます。そこで、感染症とその対策について正しい知識を持つことが大切です。

感染症は「菌やウイルスの存在」だけでなく、菌やウイルスの通り道である「感染の経路」が遮断できず、人の「身体の抵抗力」が低下することで起こります。言い換えればたとえ菌やウイルスと触れることがあっても、手洗いやマスクの着用を適切に行って経路を遮断し、十分な食事や睡眠をとり、ワクチン接種を受けることなどで抵抗力を保つことができれば、感染症を防ぐことができるのです。

新型コロナウイルス感染症の流行期であっても、多くの人の手が触れた箇所に触れた後や食事の前に正しく手洗いし、人と1m以内に近づくときや会話をする場合にしっかり鼻と口を覆って正しくマスクを着用し、家族以外の人と飲食をできるだけ避けることなどちょっとした配慮で密を避けることにより、過剰な恐怖心をもつことなく生活することができると言えます。



感染症の人権問題は過去のことなのでしょうか?

とも、学ぶことも、子どもをもつことも許されませんでした。正当な権利を求めて逃げ出そうとする人に罰則さえ与えられ、さらに、病が治ってからも不正当な差別は続いたのです。

今まさに直面している新型コロナウイルス感染症においても差別は起こっています。新型コロナウイルスに感染した患者の治療・看護にあたっている医療従事者に対して、不当な言葉が浴びせられ、その家族や子どもが職場や学校に行けなくなるということが起こっています。私たちは今こそ過去の問題から学び、不幸な歴史を繰り返してはならないのではないでしょうか。



差別や偏見をなくすために一人一人ができるは何ででしょうか?

「感染者は、何よりもまず治療を必要としている患者として扱われるべきであり、社会防衛の対象となる感染源として扱われるべきではありません。」これは九州薬害エイズ訴訟の弁護団の言葉です。感染した人を「感染源」としてではなく「守るべき人」としていたわる心をもつことが大事です。自分の何気ない言葉や行動が誰かを傷つけていないか気づく心を養い、「地域」「家庭」「職場」で思いやりを持って支えあう社会にしていきましょう。

Profile 家入 裕子 山口県立大学 看護栄養学部 講師

感染管理認定看護師、(一社)日本環境感染学会評議員、(一社)日本感染管理ネットワーク理事(2011年まで)。講演テーマ実績に「家庭で行う感染防止対策」、「感染症と人権問題～過去の事例と新型コロナウイルス感染症から学ぶ～」などがある。



感染症に関する人権問題の歴史の中で、特に国全体で多くの感染者に対して一生にわたり不当な差別を行っていたのが「ハンセン病問題」です。近代医療が発展する前から存在しているハンセン病を遺伝病と誤って認識したことに始まるこの問題は、感染症であることがわかってからも、患者への不当な扱いが続きました。病気というだけで高い壇のある療養所に収容され、好きな場所で暮らすこ

コロナ対策のつもりが、過剰な反応になっていましたか?

思い込みが差別や偏見を生みます。新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別は許されません。

医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見

医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

感染者とその家族への差別や偏見

相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

県民一人一人が正しい知識を持ち、思いやりと良識のある行動をしましょう。

思い込み、過剰な反応による差別や偏見

特定の症状というだけで感染を決めつけるといった思い込みを避けて正しい情報を確認し、感染者と所属が同じというだけで避けるといった科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

新型コロナワクチンの接種に関する不当な差別や偏見

ワクチン接種に関する不当な差別はやめましょう。

出典:法務省ウェブサイト「コロナをおそれて、過剰な反応になつていませんか?」法務省・全国人権擁護委員連合会一部広島県が加工して作成

